

通所介護事業所 光清苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号 第3470101068号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護及び一日型デイサービスにおけるサービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への通所利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方、基本チェックリストで「事業対象者」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 施設概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 秘密保持と個人情報保護について	5
7. 事故発生時の対応について	5
8. 損害賠償について	6
9. 非常災害対策について	6
10. 苦情の受付について	6
11. 虐待防止について	7
12. 身体拘束について	8
13. サービス利用をやめる場合〔契約の終了について〕	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 光清学園
(2) 法人所在地 広島県広島市南区出汐 2 丁目 3 番 46 号
(3) 電話番号 082-207-0540
(4) 代表者氏名 理事長 三島 豊
(5) 設立年月 昭和 32 年 10 月 26 日

2. 施設概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 11 年 12 月 28 日指定
(指定事業者番号 3470101068 号)
※当事業所は特別養護老人ホーム光清苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 居宅において要支援または要介護状態にある高齢者に対し、介護(予防)サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 通所介護事業所 光清苑
(4) 事業所の所在地 広島市南区出汐 2 丁目 3 番 46 号
(5) 電話番号 082-207-0540
(6) 事業所長(管理者)氏名 満田 親治
(7) 事業所の運営方針
- ① 明るく楽しい交流環境を形成し、プライバシーの尊重と通所利用における人間交流を通して、安らぎと生きがいを感じる生活を提供する。
 - ② ご利用者の健康状態及び生活の質並びに本人の主体的意欲に配慮して、健康で文化的な在宅生活の維持と向上を図る。
- (8) 開設年月 平成 4 年 7 月 1 日
(9) 利用定員 35 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 広島市南区及び中区
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日 ※祝日営業 [12/31～翌年 1/3 休業]
受付時間	月曜日 ～ 土曜日 7 時 30 分 ～ 18 時 00 分
サービス提供時間	月曜日 ～ 土曜日 8 時 00 分 ～ 16 時 30 分
サービス延長時間	16 時 30 分～17 時 30 分 ※緊急やむをえない場合のみ

4. 職員の配置状況

当事業所ではご利用者に対して指定通所介護及び一日型デイサービスにおけるサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	特 記
1. 施設長（管理者）	1名	0名	併設事業所の管理者と兼務
2. 介護職員	8名	1名	3名は生活相談員と兼務
3. 生活相談員	3名	0名	3名は介護職員と兼務
4. 看護職員	3名	0名	3名は機能訓練指導員と兼務
5. 機能訓練指導員	3名	1名	3名は看護職員と兼務

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 7:30～17:15（内8時間変則） 日常生活上の必要な相談・介護を行います。
2. 生活相談員	勤務時間 7:45～17:00（内8時間変則） ご利用者やご家族との相談・介護支援専門員や行政との調整を行います。
3. 看護職員	勤務時間 7:45～17:00（内8時間変則） ご利用者のバイタルチェック、健康指導（口腔評価含）、主治医への連携。主治医の指示に基づく救急搬送の支援を行います。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 7:45～17:00（内8時間変則） 日常生活を営むのに必要な身体機能の維持向上及び減退を防止するための訓練を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と、利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

（1）介護保険の給付対象となるサービス

①サービス計画の立案

ご利用者のQOL（生活の質）の維持・向上を踏まえて「通所サービス計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します

②機能訓練（運動器機能向上）

「個別機能訓練計画書」を作成しご利用者の心身の状況に応じて、必要な機能の維持・回復を目指した訓練及び定期的な運動能力の評価を行います。

③口腔衛生

「口腔機能向上計画書」を作成し、ご利用者の口腔機能状況に応じて、食前に嚥下体操、食後に口腔ケアの支援を行います。また、定期的に外部歯科医師及び歯科衛生士による口腔衛生指導を行います。

④入浴

その方に合った入浴形態で入浴していただき、心身の疲労回復や清潔・健康の保持、整容に関する支援を行います。（入浴時間） 8：30～11：30
体調に応じては午後入浴も行います。

⑤送迎

ご希望に応じ、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。体調不良・緊急の対応はかかりつけ医・ケアマネージャー・親族と連携しながら迅速に行ないます。

※通常の実施地域は広島市中区・南区となります。それ以外の地域における送迎はご相談に応じます。

⑥健康管理

バイタルチェックや健康相談の支援を行います。

⑦相談援助

ご利用者及びご家族等からの相談に応じ、問題解決に向けての助言や情報の提供を行います。

（２）介護保険の給付対象外のサービス

①食事

ご利用者へ食事（昼食）を提供させていただいた場合には、材料費や調理に係る費用をご負担いただきます。

②レクリエーション、行事等

ご利用者の希望によりレクリエーションや行事等に参加していただくことができます。

③複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、サービス提供記録及びその他の複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となるもの

日常生活に要するもので利用者負担が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。（紙オムツ等）

⑤体験利用料

当事業所を体験利用される場合のサービス費（食事代）をご負担いただきます。

＜サービス利用料金＞

別紙「通所介護サービス利用料金表」「広島市総合事業 一日型デイサービス利用料金表」によってご利用者の要介護度に応じたサービスと該当する加算についての自己負担額（１割・２割・３割）をお支払いいただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用月ごとに請求します。お支払方法は、現金、口座振込み、口座引落とし（広島銀行、ゆうちょ銀行）での支払いを

原則とします。ただし、本書 13 (2)②に抵触しないことを前提としてこの限りではありません。

(4) 利用日の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの利用当日の AM8:00 までに事業者申し出て下さい。
- 利用当日 AM8:00 までに申し出がなかった場合には、キャンセル料として当日分の食事料金をいただく場合があります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に際しては、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合もございます。その際にはご相談をさせていただきます。

6. 秘密保持と個人情報保護について

- ① ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について事業者及びその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- ② 個人情報の使用・提供に関する注意事項について事業者は、前項の規定にかかわらず、ご利用者及びそのご家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

- ・ご利用者に関わる居宅サービス計画及びサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。
- ・ご利用者の容態の変化に伴い、緊急連絡を必要とする場合。

- ③ 個人情報に関する情報共有に必要な書類は以下の通り

必要書類例

- | | |
|--------------|-----------|
| ・介護保険被保険者証 | ・アセスメント書類 |
| ・サービス計画 | ・経過報告書 |
| ・主治医の意見書・減額証 | ・サービス提供記録 |
| ・身体障害者手帳・診断書 | ・その他 |

※ご利用者に提供したサービスについての記録は、契約終了後5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧することができます。

7. 事故発生時の対応について

当事業所において、送迎時他サービス提供時に利用者のけがや体調の急変が生じた場合、すみやかに警察や医師・家族及び関係各所への連絡その他適切な措置を講じます。

8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害について、施設賠償責任保険の定める範囲内において賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 非常災害対策について

(1) 非常災害対策

当事業所は防火管理者を選任すると共に、災害発生時に備え消防機関と連携して職員及びご利用者の避難訓練を定期的に行います。

(2) 台風等災害時の対応

台風その他の災害時において、公共交通機関が運行中止に至るような場合は、ご利用者の安全を配慮し、営業中止またはサービス時間を変更させていただくことがあります。

(3) 衛生管理と感染症対策

新型コロナウイルス感染症およびその他の感染症のまん延時において、ご利用者の健康を配慮し、営業中止および縮小、またはサービス時間の変更をさせていただきますことがあります。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

[事業者の窓口] 通所介護事業所 光清苑	電話番号 082-207-0540 苦情処理責任者 (施設長) 満田 親治 苦情受付担当者 (担当者) 花田 和樹 (苦情受付ボックスを1階ロビーに設置)
広島市南区福祉課高齢介護係	電話番号 082-250-4138
広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	電話番号 082-504-2173
国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783

(2) ハラスメントについて

- ① 当事業所は、利用者に対してより良い介護サービスを提供できる勤務環境を確保するため、介護現場におけるハラスメントを防止し、従業者がこの方針を共有するとともに同じ対応ができるよう意識統一します。
- ② ハラスメントとは職員から利用者・家族等への行為、および利用者・家族等から職員への行為（カスタマーハラスメント）を含む下記のような行為をいいます。

(1) 身体的暴力

(物を投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

(2) 精神的暴力

(大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、貶めたりする行為)

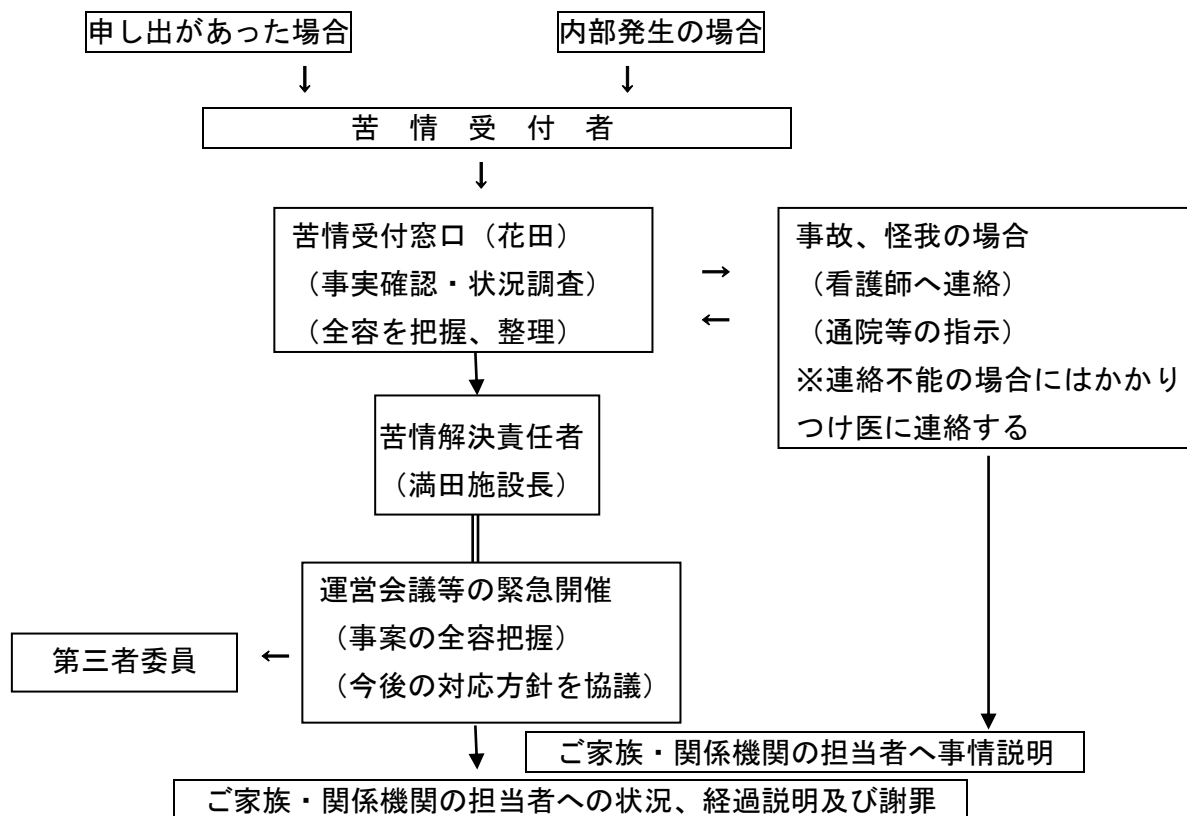
(3) セクシャルハラスメント

(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為)

(4) 著しい迷惑行為

(プライバシーの侵害、社会通念上過剰なサービスの要求、合理的理由のない謝罪要求や従業員への処罰の要求、同じ要望や苦情の過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為)

苦情解決の手順



1 1. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。なお事業所は責任者を施設長とする虐待防止委員会を設置し、利用者の虐待の防止のための措置として次の通り定め、管理者及び職員の虐待防止のための取り組みを行います。

- ① 研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ サービス提供中に、当該事業者又は養護者（ご利用者のご家族や現に介護されている方）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村関係機関に通報します。
- ④ 職員が支援に当たっての悩みやストレスを相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 2. 身体拘束の防止について

当事業所は、サービスの提供に当たっては、ご利用者の生命又は身体の保護をするために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は①切迫性・②非代替性・③一時性の要件を満たしていることをカンファレンスにて確認後、ご利用者及びご家族等に説明し、同意を得た上でその実施状況や時間帯について経過記録を作成し保管いたします。

1 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

- 契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には契約は自動的に満1年間同じ条件で更新され、同様とします。
- ご利用者は契約期間中において継続してサービスを利用することができますが、仮に下記の約款に該当するに至った場合には当事業所との契約を終了するものとします。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者からの解約又は契約解除申し出が事業者により受理された場合（詳細以下参照）
- ⑦ 事業者からの契約解除申し出がご利用者に受理された場合（詳細以下参照）

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出

ご利用者は、契約の有効期間においてもこの契約について解約を申し出ることができます。その場合、ご利用者は契約終了を希望する日の前日までに解約届出書を提出して下さい。

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の約款に該当する場合には事業者から契約解除の申し出をさせて頂くことがあります。

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、1週間の猶予期間催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事態を生じさせた場合

令和 年 月 日

指定通所介護、一日型デイサービスにおけるサービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

通所介護事業所 光清苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護、一日型デイサービスにおけるサービス利用の開始に同意いたしました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(上記代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

＜通所介護サービス利用料金表＞

【通常規模型通所介護費】

(1) 保険給付の対象となるもの(5級地 10.45 を乗じた計算式)

令和7年4月

区分	サービス項目		単位数	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)	備考
基本 単 位	3 時間 以上 4 時間 未 満 利用 の 場合	要介護 1	370	386 円	773 円	1159 円	1 回 あたり
		要介護 2	423	442 円	884 円	1326 円	
		要介護 3	479	500 円	1001 円	1501 円	
		要介護 4	533	556 円	1113 円	1670 円	
		要介護 5	588	614 円	1228 円	1843 円	
	4 時間 以上 5 時間 未 満 利用 の 場合	要介護 1	388	405 円	810 円	1216 円	
		要介護 2	444	463 円	927 円	1391 円	
		要介護 3	502	524 円	1049 円	1573 円	
		要介護 4	560	585 円	1170 円	1755 円	
		要介護 5	617	644 円	1289 円	1934 円	
	5 時間 以上 6 時間 未 満 利用 の 場合	要介護 1	570	595 円	1191 円	1786 円	
		要介護 2	673	703 円	1406 円	2109 円	
		要介護 3	777	811 円	1623 円	2435 円	
		要介護 4	880	919 円	1839 円	2758 円	
		要介護 5	984	1028 円	2056 円	3084 円	
	6 時間 以上 7 時間 未 満 利用 の 場合	要介護 1	584	610 円	1220 円	1830 円	
		要介護 2	689	720 円	1440 円	2160 円	
		要介護 3	796	831 円	1663 円	2495 円	
		要介護 4	901	941 円	1883 円	2824 円	
		要介護 5	1008	1053 円	2106 円	3160 円	
	7 時間 以上 8 時間 未 満 利用 の 場合	要介護 1	658	687 円	1375 円	2062 円	
		要介護 2	777	811 円	1623 円	2435 円	
		要介護 3	900	940 円	1881 円	2821 円	
		要介護 4	1023	1069 円	2138 円	3207 円	
		要介護 5	1148	1199 円	2399 円	3598 円	
	8 時間 以上 9 時間 未 満 利用 の 場合	要介護 1	669	699 円	1398 円	2097 円	
		要介護 2	791	826 円	1653 円	2479 円	
		要介護 3	915	956 円	1912 円	2868 円	
		要介護 4	1041	1087 円	2175 円	3263 円	
		要介護 5	1168	1220 円	2441 円	3661 円	
加 算 及 び 減 算	サービス提供体制強化加算Ⅰ		22	22 円	45 円	68 円	月 1 回
	個別機能訓練加算Ⅰ1/Ⅰ2		56/76	58 円/79 円	117 円/158 円	175 円/238 円	
	若年性認知症利用者受入加算		60	62 円	125 円	188 円	
	認知症加算（日常生活自立度Ⅲ以上）		60	62 円	125 円	188 円	
	中重度者ケア体制加算		45	47 円	94 円	141 円	
	入浴介助加算Ⅰ/Ⅱ		40/55	41 円/57 円	83 円/114 円	125 円/172 円	
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20 円	41 円	62 円	
	ADL 維持等加算Ⅰ		30	31 円	62 円	94 円	
	科学的介護推進体制加算		40	41 円	83 円	125 円	
	口腔機能向上加算Ⅰ/Ⅱ		150/160	156/167 円	313/334 円	470/501 円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		9.2%		利用総単位数による		

	送迎減算(片道につき)	-47	-49 円	-98 円	-147 円	1 回あたり
① サービス提供体制強化加算Ⅰ 介護職員のうち 70%以上の職員が介護福祉士の有資格者でサービスを提供した場合に加算となります。 ② 個別機能訓練加算ⅠⅠ / ⅠⅡ (日にどちらか一方を算定) 理学療法士等の機能訓練指導員による機能訓練を行った場合に加算となります。 当日の職員の配置状況でいずれか算定する加算が変動します。 ③ 若年性認知症利用者受入加算 初老期における認知症によって要介護になった若年性認知症利用者に対して加算となります。 ④ 認知症加算 認知症介護実践者研修修了者を配置し日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者が 15%以上の場合に加算となります。 ⑤ 中重度者ケア体制加算 看護・介護職員を一定数以上配置し要介護 3 以上のご利用者が 30%以上の場合にすべての方に対して加算となります。 ⑥ 入浴介助加算Ⅰ / Ⅱ (入浴された方は日にどちらか一方を算定) 入浴の支援を行った場合に加算となります。 ⑦ 個別機能訓練加算Ⅱ 厚生労働省に LIFE データを提出、フィードバック後 PDCA サイクルを行った場合に加算となります。 ⑧ ADL 維持等加算Ⅰ 一定期間内の利用中(半年以上継続)に ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定の水準を越えた場合に加算となります。 ⑨ 科学的介護推進体制加算 厚生労働省に LIFE データを提出、フィードバック後 PDCA サイクルを行った場合に加算となります。 ⑩ 口腔機能向上加算Ⅰ / Ⅱ 嚥下体操、口腔ケアの支援を行った場合に加算となります。 ⑪ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護職員の処遇改善の取り組みを行った場合に加算となります。 ⑫ 送迎減算(片道につき) 自宅と事業所との間の送迎を行わない場合に減算となります。						

(2) 保険給付の対象とならないもの

項 目 (一回当り)	金額 [円]	内 容 の 説 明
食事代	7 0 0	利用者に提供する食事・間食にかかる費用
介護用品(紙オムツ)代	1 2 0	利用者の希望により提供した場合
介護用品(紙パンツ)代	1 2 0	利用者の希望により提供した場合
介護用品(紙パッド)代	3 0	利用者の希望により提供した場合
レクリエーション物品	実費	参加活動における購入物品相当(必要に応じて)
複写代	1 0	利用者の希望によって提供した場合

＜広島市総合事業 一日型デイサービス利用料金表＞

(1) 保険給付の対象となるもの(5級地 10.45 を乗じた計算式)

令和7年4月

区分	サービス項目		単位数	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	備考
基本 単 位	事業対象者 要支援1・要支援2	週1回	1798	1878 円	3757 円	5336 円	1 月 あたり
	要支援2	週2回	3621	3783 円	7567 円	11351 円	
加 算 及 び 減 算	口腔機能向上加算Ⅰ/Ⅱ		150/160	156/167 円	313/334 円	470/501 円	1 月 あたり
	若年性認知症利用者受入加算		240	250 円	501 円	752 円	
	サービス提供体制加算Ⅰ(週1回)		88	91 円	183 円	275 円	
	サービス提供体制加算Ⅰ(週2回)		176	183 円	367 円	551 円	
	科学的介護推進体制加算		40	41 円	83 円	125 円	
	事業所評価加算		120	125 円	250 円	376 円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		9.2%		利用総単位数による		1 回あたり
	送迎減算(片道につき)		-47	-49 円	-98 円	-147 円	

- ① 口腔機能向上加算Ⅰ / Ⅱ
嚥下体操、口腔ケアの支援を行った場合に加算となります。
- ② 若年性認知症利用者受入加算
初老期における認知症によって要支援になった若年性認知症利用者に対して加算となります。
- ③ サービス提供体制加算Ⅰ
介護職員のうち 70%以上の職員が介護福祉士の有資格者でサービスを提供した場合に加算となります。
- ④ 科学的介護推進体制加算
厚生労働省に LIFE データを提出、フィードバック後 PDCA サイクルを行った場合に加算となります。
- ⑤ 事業所評価加算
前年度の利用実績に応じて加算となる場合があります。
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ
介護職員の処遇改善の取り組みを行った場合に加算となります。
- ⑦ 送迎減算(片道につき)
自宅と事業所との間の送迎を行わない場合に減算となります。

(2) 保険給付の対象とならないもの

項 目 (一回当り)	金額 [円]	内 容 の 説 明
食事代	700	利用者に提供する食事・間食にかかる費用
介護用品(紙オムツ)代	120	利用者の希望により提供した場合
介護用品(紙パンツ)代	120	利用者の希望により提供した場合
介護用品(紙パッド)代	30	利用者の希望により提供した場合
レクリエーション物品	実費	参加活動における購入物品相当(必要に応じて)
複写代	10	利用者の希望によって提供した場合